

3. 介護保険

3-6

福祉用具を買いいたい・借りたい

【福祉用具購入費の支給】 心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある方を支援するため、入浴や排泄用の福祉用具を購入したときに、利用限度額10万円の範囲内でその費用の9割を支給します。対象品目は、①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換可能部品、③入浴補助用具、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具の部分の5種類です。特定福祉用具販売事業者として指定を受けた事業者で購入しないと支給対象とはなりませんので、ご注意ください。

【福祉用具貸与】 心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある方を支援するため、福祉機器や用品を貸与します。対象品目は、①車いすと付属品、②特殊寝台と付属品、③床ずれ防止用具、④移動用リフト、⑤体位変換器、⑥認知症老人徘徊感知器、⑦手すり、⑧スロープ、⑨歩行器、⑩歩行補助杖、⑪自動排泄処理装置です。①～⑥の用具は、原則要介護2～5の方が対象です。

福祉用具の貸与には、いずれもケアプランが必要です。

介護保険については、いきいき支援センターでご相談いただけます。
お住まいの地域のいきいき支援センターへご相談ください。
いきいき支援センターについては、P30「いきいき支援センターって何？」をご覧ください。

お問合せ先

西区役所 福祉課 福祉係・介護保険係

TEL.(052)523-4597・523-4519 FAX.(052)521-0067

山田支所 区民福祉課 福祉係

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409